

充足している必要がある<sup>13</sup>。

- ①労働能力に制限があること、
  - ②16歳以上であること、
  - ③年金受給開始年齢に達していないこと、
  - ④英国内（Great Britain）にいること、
  - ⑤所得補助（income support : IS）の受給資格<sup>14</sup>を有していないこと、
  - ⑥求職者手当（jobseeker's allowance）の受給資格<sup>15</sup>を有していないこと（および共同請求求職者手当（joint-claim jobseeker's allowance）のカップルの当事者でないこと<sup>16</sup>）、
- である。

ESA の受給資格の中心的な要件の一つが、「労働能力の制限」（limited capability for work : LCW と略す）である。法令上は、次のように規定されている<sup>17</sup>。

(i) 身体的または精神的条件により労働能力に制限がある場合で、

(ii) その制限が、労働を求めることが合理的でない程度である場合、

である。したがって、そもそも身体的または精神的条件によって労働能力が制限されていない場合は受給資格を得られないのはもとより、労働能力の制限があっても、その程度がさらに問題となる。また、著しい不行跡により労働不能を作り出したような場合や労働不能状態の緩和のための治療の拒否などの場合には、資格を取り消される場合がある<sup>18</sup>。この要件の確認は、医学的な審査に加えて、労働能力評価（Work Capability Assessment : WCA と略す）によって行われる<sup>19</sup>。WCA では、特定の疾病または身体的もしくは精神的障害を有する申請者について、省令に規定する<sup>20</sup>動作の実施能力または実施不能の程度を評価することになっている<sup>21</sup>。旧制度となる IB や IS、SDA などこれまでの制度の中で採用されてきた身体能力評価（Personal Capability Assessment : PCA）の手法から発展してきたものである。現在は3段階の審査となっている。ただし、一定の対象者については WCA が免除される<sup>22</sup>。WCA については、後述することとしたい。

次に、②、③の年齢要件にかかる部分である。16歳はイギリスでの義務教育修業年限であり、所得代替的給付となる当該給付の支給対象はこの年齢以上となっている。他方、年

<sup>13</sup> WRA 2007, s. 1(3).

<sup>14</sup> SSCBA 1992, s. 124.

<sup>15</sup> Jobseekers Act 1995 (c.18) (以下、JA 1995 と略す), s. 1(1).

<sup>16</sup> JA 1995, s. 1(2B).

<sup>17</sup> WRA 2007, s. 1(4)(a),(b).

<sup>18</sup> WRA 2007, s. 18, ESA Regs, regs. 157, 159.

<sup>19</sup> ESA Regs, reg. 19(1).

<sup>20</sup> ESA Regs, Sch. 2.

<sup>21</sup> ESA Regs, reg. 19(2).

<sup>22</sup> 一定の対象者とは、終末期の状態にある者や伝染病等ゆえに労働を禁止されている者、母体や胎児に深刻な影響があると考えられる妊婦、化学療法等定期的・継続的な治療を受けまたはこれからの回復期にある者など（ESA Regs, reg. 20）のほか、病院への入院患者（reg. 25）や reg. 20 以外の治療を受けている者（reg. 26）、生命を脅かすような、コントロール不能な疾病に罹患しているような例外的状況にある者（reg. 29）が該当する。なお、これら WCA 免除者の範囲は、ESA の制度趣旨から、旧制度の IB と比べると少なくなっている。

金受給開始年齢<sup>23</sup>後は、他の給付へと切り替わることになっている。

さらに、④英国内にいる (in) こと、が要件になっており、「居住」 (residence) していることが必ずしも問題となるわけではない<sup>24</sup>。在、不在の判断は規則にゆだねられている。基本的に、一時的な不在を除き、英国内にいない場合、ESA 受給資格の適用除外となる<sup>25</sup>。

⑤、⑥は他制度の受給資格との関係である。特に、申請者本人のみならず、パートナーがいる場合、当該パートナーの資格も問題になる点に注意を要する。ただし、ここでいうパートナーはかなり幅広いものであり、両性の婚姻のみならず、市民パートナーも含み、また、形式に着目すれば法律上の関係のみならず、事実上の関係も含めることになっている<sup>26</sup>。

#### (b) 追加的要件

ESA の受給資格の取得には、上述した通則的な基礎的要件に加えて、CESA、IRESA それぞれに定められた追加的要件を満たす必要がある<sup>27</sup>。次にこの点を見ていくことにする。

#### CESA の受給資格取得のための追加的要件

CESA は拠出制の給付ゆえ、基本的には、国民保険の保険料拠出要件がポイントとなる。したがって、基本的には、預貯金や他の収入（ただし、職業年金や個人年金を除く）の影響を受けない。また、旧制度である SDA の給付対象者に該当する若年就労不能者（20 歳未満（一定の場合、25 歳未満）に労働能力に制限をきたした者）に関する規定は、CESA に規定されている<sup>28</sup>。つまり、CESA の追加的要件は 2 種類あり、〔保険料拠出要件〕または〔若年者に関する要件〕のいずれかを満たしている必要がある、ということになる<sup>29</sup>。

#### 〔保険料拠出要件〕

国民保険の保険料拠出要件は、第 1 要件と第 2 要件とに区別され、この両方を充足していなければならない<sup>30</sup>。

<sup>23</sup> 男性は 65 歳の誕生日が、女性の場合は、1950 年 4 月 6 日前の出生の場合 60 歳の誕生日が、1955 年 4 月 5 日以降の場合は 65 歳が、この間（1950 年 4 月 6 日～1955 年 4 月 5 日）はそれぞれ具体的な日が、年金受給開始年齢として具体的に設定されている。Pensions Act 1995 (c. 26), Sch. 4, para. 1.

<sup>24</sup> 在、不在は、英国内で「物理的に存在していること (physical present)」が問題となり、居住については、一般的に、ordinary residence (通常の居住地、常居所) が問題となる。ここでは前者が問題となる。

<sup>25</sup> WRA 2007, s. 18(4), Sch. 2, paras. 5, 6, 8, ESA Regs, regs. 151-155. なお、実際に収監されているような場合も、適用除外である。例外については、ESA Regs, 160, 161.

<sup>26</sup> ①互いに婚姻関係にある男女で、生計を一にする者、②互いに婚姻関係にはないが、夫婦同様に共同生活を営む者、③互いに市民パートナーである同性の 2 人で、生計を一にする者、④互いに市民パートナーではないが、市民パートナー同様に共同生活を営む者、が該当する。ESA Regs, reg. 2.

<sup>27</sup> WRA 2007, s. 1(2)(a), (b).

<sup>28</sup> SDA は、20 歳以下で労働能力に制限をきたした就労不能者 (route 2) およびそれ以降に就労不能になった場合で 80% 障害に該当する者 (route 3) について給付を行っていた。SDA のこの規定は、IB においても引き継がれていた。CESA の若年者規定は、この SDA の route 2 を承継するものと位置付けられる。なお、後者の 80% 障害の場合は、ESA では、IRESA の申請を行うことになっている。

<sup>29</sup> WRA 2007, Sch. 1, paras. 1, 2, 4.

<sup>30</sup> WRA 2007, s. 1(2)(a), Sch. 1 paras. 1, 2.

第 1 要件<sup>31</sup>は、

- ①当該給付年<sup>32</sup>開始直前の 3 租税年度のうち 1 年（基礎租税年度）について、クラス 1 またはクラス 2 の保険料が実際に納付済みであること、
  - ②当該保険料が当該給付週までに納付されていること、
  - ③当該保険料の算定根拠となっている総所得額が、当該基礎租税年度において所得最低限（lower earning level : LEL）<sup>33</sup>の 25 倍を下回らないこと、
- である。

第 2 要件<sup>34</sup>は、

- ①当該給付年の開始直前の 2 租税年度について、クラス 1 またはクラス 2 の保険料が納付済みであるか、またはクレジットされていること、
- ②当該保険料の算定根拠となっている総所得額が、当該 2 課税年度においてそれぞれ LEL の 50 倍を下回らないこと、

である。順に見ていくことにしたい。

全部で 6 種ある国民保険の保険料区分<sup>35</sup>のうち、クラス 1 およびクラス 2 のみが CESA では考慮される。つまり、クラス 1 については、被用者につき、**primary threshold** といわゆる保険料賦課基準（110 ポンド/週。2010/11 租税年度。以下、金額につき同年度）以上の所得の場合、所得に応じた保険料率を乗じた保険料を納付し、これが資格要件として考慮される。他方、当該保険料賦課基準以下であっても、所得最低限（97 ポンド/週）以上である場合、実際には保険料を納付していなくてもクラス 1 の保険料拠出を行ったと取り扱う<sup>36</sup>。また、自営業者向けのクラス 2 は、定額の保険料（2.4 ポンド/週）となっている。このように、クラス 1 とクラス 2 とでは、保険料の拠出のしかたが異なるため、若干取り扱いが異なる。また、第 1 要件では納付済みとなっている期間のみが考慮され、第 2 要件では実際に納付済みのものとあわせてクレジット<sup>37</sup>されている期間も考慮に入れる点に違い

<sup>31</sup> WRA 2007, Sch 1, para. 1(1).

<sup>32</sup> ここで用語について整理しておきたい。「給付年」とは、いわゆるカレンダー一年に準拠し、1月の第1日曜日からは始まり、翌年の第1日曜日の前日である土曜日で終了するものをいう。WRA 2007, Sch.1, para. 3(1)(a)。「当該給付年」とは、LCW の期間（PLCW）の属する給付年をいう。これに対して、「租税年度」は、4月6日から翌年の4月5日までの12か月である。WRA 2007, Sch. 1, para. 3(1)(g).

<sup>33</sup> 近年の LEL を記しておく、82 ポンド/週（05/06 租税年度）、84 ポンド/週（06/07 租税年度）、87 ポンド/週（07/08 租税年度）、90 ポンド/週（08/09 租税年度）、95 ポンド/週（09/10 租税年度）となっている。

<sup>34</sup> WRA 2007, Sch 1, para. 2(1).

<sup>35</sup> クラス 1（プライマリ、セカンドリ）、クラス 1A、クラス 1B、クラス 2、クラス 3、クラス 4 である。SSCBA 1992, s. 1(2)。ごく簡単に示しておく。クラス 1 はさらに 2 種に分かれ、プライマリ・クラス 1 を被用者が拠出し、セカンドリ・クラス 1 を事業主が拠出する。いずれも所得比例である。クラス 1A は事業主（セカンドリ・クラス 1 の拠出者他）が拠出する。クラス 1B も事業主が拠出する。クラス 2 は定額保険料であり自営業者が拠出する。クラス 3 は国家年金や遺族給付（bereavement benefit）の資格要件を満たしていない者が任意に拠出するもので定額の保険料である。クラス 4 は、専門職者や一定所得以上の自営業者が拠出するものである。

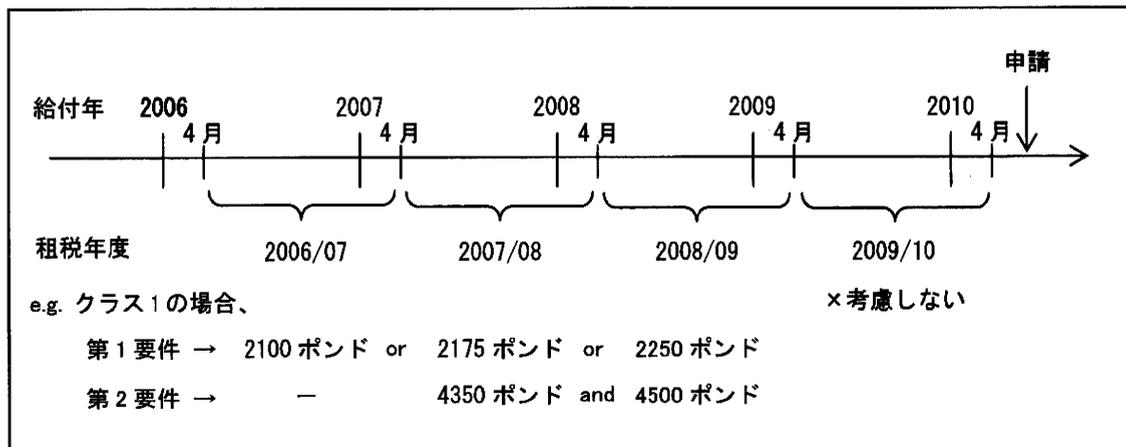
<sup>36</sup> SSCBA 1992, s. 6A. Welfare Reform and Pensions Act 1999, s 73, Sch 9, Pt I, para. 3 によって新たに設けられた規定である。

<sup>37</sup> ここに言う「クレジット」とは、規則に規定されているいくつかの制度における拠出制給付の第 2 要件の

がある。

次の図表 1 は、クラス 1 を例にとって当該要件を図式化したものである。

図表 1 CESA の保険料拠出要件概念図 —クラス 1 の場合 (執筆作成)



2010 年に申請を行う場合、2010 年が給付年となるので、第 1 要件では、その直近の 3 租税年度が問題となり、当該 3 租税年度のいずれかで図表のような金額 (LEL の 25 倍) 以上の所得に対する保険料を実際に拠出していれば要件を充足することになる。他方、第 2 要件については、給付年の直近 2 租税年度について、それぞれ図表のような金額 (LEL の 50 倍) 以上の所得に対する保険料を実際に拠出またはクレジットされていれば、要件を充足することになる。

#### 【若年者に関する要件】

CESA については、このような国民保険の保険料拠出要件以外にもう一つの受給資格が規定されている。それが若年就労不能者に関する規定である。若年者は十分な保険料拠出要件を充足することができない場合が考えられ、当該要件は 20 歳未満の者に対して別途要件を定めたものである。同様の規定は、2001 年に SDA の新規申請が認められなくなってから、IB に存在していた<sup>38</sup>。ただし、保険料拠出要件を満たさない若年者が対象であった IB と異なり、ESA では、若年者に対する前提となる要件は課されていない。

若年者に関する要件は、次のように規定されている<sup>39</sup>。

- ① 20 歳未満 (一定の場合、25 歳未満<sup>40</sup>) であること

取得のために求められる「保険料拠出」とそれに関連する「所得額」とを「評価」(credit)する (= あったものと取り扱う) もので、これが認められると、クラス 1 の拠出と、所得最低限 (LEL) と同額の所得とがあったものと取り扱うことになる。Social Security (Credits) Regulations 1975 (SI 1975 No.556)(as amended), reg. 3. 当該クレジットが認められる要件にはいくつかの種類がある。たとえば、介護者手当 (CA) を受給している期間 (reg. 7A) や、失業の場合 (= 求職者給付 (JSA) を受給している期間や、受けていない場合には、失業登録をしている期間など。reg. 8A)、就労不能や限定的労働能力の場合 (= ESA や IB、法定傷病手当金 (SSP) などを受給している期間。reg. 8B) などにこのクレジットが認められる。

<sup>38</sup> SSCBA 1992, s. 30A(1)(b), (2A), The Social Security (Incapacity Benefit) Regulations 1994 (SI 1994 No. 2946), regs. 14-19.

<sup>39</sup> WRA 2007, Sch. 1, para. 4.

<sup>40</sup> 25 歳まで年齢制限が拡張されるのは、20 歳の誕生日の 3 か月前までに、全日制の高等教育課程に在籍または訓練課程に在籍する者で、実際に過程を受けていた者である。ESA Regs, reg. 9(1), (2).

- ②全日制の教育課程にいないこと
- ③英国内での居住または（および）存在していること
- ④LCW の期間に、16 歳に到達する日があり、LCW である期間が連続して 196 日（28 週）あること、

である。

①について、当該要件は十分な保険料拠出期間のない若年者を対象とする者であるため、LCW を有するに至った日が 20 歳未満（または一定の場合、25 歳未満）である必要がある。しかしながら、②の教育課程にある者については、当該給付が所得代替の趣旨であることから、全日制の教育課程に在籍している場合は、通常、除外されることになる。全日制の教育課程の判断は、16 歳以上 19 歳未満で週 21 時間以上の教育課程にある者がこれに該当する。また、④の居住・実在要件については、この両方を満たしていなければならない。つまり、申請時、居住要件について、単なる住所の存在（resident）ではなく、通常の居住地（ordinary residence）<sup>41</sup>要件を満たす必要があり、併せて英国内に“物理的に存在”している必要がある<sup>42</sup>。さらにこの時、入管法に抵触してはならない<sup>43</sup>。

#### IRESA の受給資格取得のための追加的要件

他方で、もう一つの ESA である IRESA は、旧制度の IS の要件と類似の要件を設定している。先の CESA の受給資格要件を充足しない場合であっても、こちらの要件を充足すれば、ESA を受給することができるようになっている。IRESA は基本的な生活費の支給という発想に立つものである。IRESA の受給資格取得についても、通則的な基礎的要件に加えて、次のような追加的要件を“すべて”充足していなければならない<sup>44</sup>。

- ①支給基準額（applicable amount）を超えない収入、または無収入であること、
- ②所定金額を超える資産またはその一部を保有していないこと、
- ③国家年金クレジット（SPC）の資格を有していないこと、
- ④パートナーが、IRESA、SPC、IS、または所得調査制求職者手当（income-based jobseeker's allowance : IBJSA と略す）の受給資格を有していないこと、
- ⑤報酬を伴う労働に従事していないこと、
- ⑥パートナーが報酬を伴う労働に従事していないこと、
- ⑦教育課程にいないこと、

である。順に見ていくことにしたい。

- ①、②は資力調査にかかる要件である。①の収入にかかる部分については、後に見るよ

<sup>41</sup> 通常の居住地（ordinary residence）は、法令上規定されている用語ではない。しかし、金銭給付のみならず、医療のための国民保健サービス（NHS）利用のための判断基準としてもしばしば用いられる基準である。NHS について、国京則幸「イギリス国民保健サービス利用の法的構造」静岡大学法政研究 14(3/4), p. 269.

<sup>42</sup> 給付週から 52 週前に、少なくとも 26 週はいなければならない。ESA Regs, reg. 11(d).

<sup>43</sup> Immigration and Asylum Act 1999 (c.33), s. 115(9).

<sup>44</sup> WRA 2007, s. 1(2)(b), Sch. 1, para. 6(1).

うな計算（年齢、属性、支給段階、LCW の評価）によって算出される「支給基準額」を超える収入がある場合、実質的に支払われる金額がないため、受給資格を有さないことになる。また、②の資産要件については、IS や IBSA と同じく、16,000 ポンド（2006 年 4 月 10 日以降）となっており<sup>45</sup>、これを超える資産を有する場合には、資格を得ることができない。夫婦・パートナー等については合算することになる<sup>46</sup>。ここにいう資産には、預貯金、運用資産をはじめ、不動産の価値などが含まれる。ただし、居住用の住宅の場合、家屋、庭、車庫および別棟等は計算に入れない<sup>47</sup>。

ESA は労働能力の制限（LCW）に対して給付されるものであるため、労働に従事しているという事実は、この基礎的な要件に抵触する可能性がある。一般的に、労働<sup>48</sup>に従事している場合、その間は資格を得られない<sup>49</sup>。しかしその例外が規定されている<sup>50</sup>。そこで、CESA については、たとえば、定期的治療として化学療法等を受けている者がその治療を受けつつ、治療以外の時に労働を行うような場合は、この例外に該当する<sup>51</sup>。他方、IRESA については、このような一般的規定と例外の関係に加えて、⑤、⑥のような「報酬を伴う労働」への従事の有無をさらに考慮することになる。なお、ここにいう報酬を伴う労働とは、実際に報酬を伴う労働のほか報酬の期待のもとに行う労働が含まれてくる。しかし、申請者本人の場合とそのパートナーの場合とでは、若干意味合いが異なっている<sup>52</sup>。

## (2) 給付プロセスと給付額

これまで ESA の受給資格取得の要件について、通則たる基礎的な要件および各給付のための追加的な要件について見てきた。そこで次に、これを踏まえて、実際にどのようなプロセスを経て受給となるのかを見ていくことにしたい。図表 2 は、受給のプロセスを簡単に図式化したものである。給付は、申請後、待機期間を経て、大きく 2 つのプロセスに分けることができる。通常 13 週にわたる評価期間と、14 週目以降の本給付の段階である。

<sup>45</sup> ESA Regs, reg. 110.

<sup>46</sup> WRA 2007, Sch.1 para. 6(2).

<sup>47</sup> 詳細は、ESA Regs, Sch. 9.

<sup>48</sup> ここにいう労働は、報酬の期待のもとに行う／行わないにかかわらず、あらゆる労働が含まれてくる。ESA Regs, reg. 40(7).

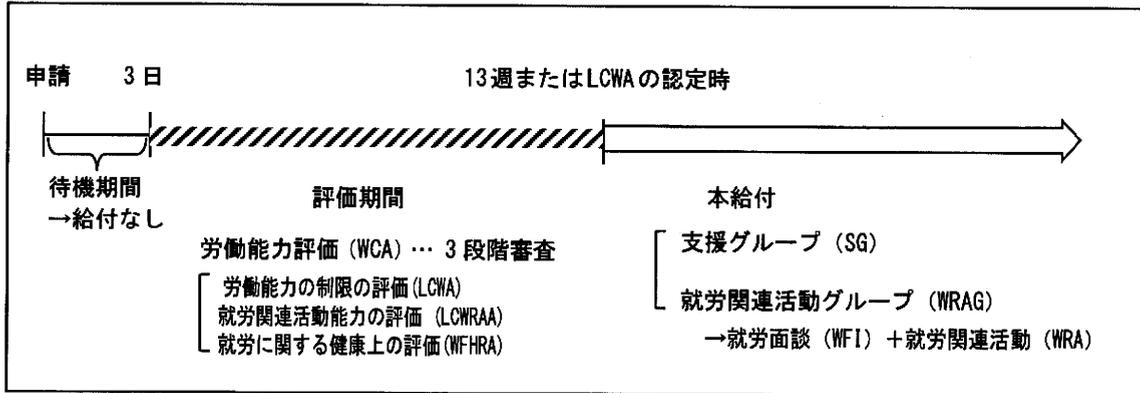
<sup>49</sup> ESA Regs, reg. 40(1).

<sup>50</sup> Councillor として業務に就く場合や、LDA の諮問機関（Advisory Board）の委員、自宅での業務や親族の介護など（ESA Regs, reg. 40(2)）のほか、例外的労働（reg. 45）として、チャリティーなどでの無給の労働や、週 20 ポンドを超えない労働などもこれに該当する。なお、この例外的労働については時間的な制限は法令上規定されていないが、最賃法の趣旨を踏まえ、実務上は週 5 時間を超えないものと取り扱われている。後者の例外的労働については、社会的な接点を重視するものである。

<sup>51</sup> ESA Regs, reg. 46.

<sup>52</sup> ESA Regs, reg. 41（申請者）、42（パートナー）。

図表 2 ESA の受給プロセス (執筆者作成)



(a) 申請

ESA は申請主義をとっており<sup>53</sup>、受給資格を取得するためには、受給の意思表示を行ったうえで、先に示した給付要件を満たさねばならない。ESA の申請は、①電話、②書面、③web (オンライン) のいずれにおいても可能である。一般的に、裁定に必要な情報を得られない限り「不備ある申請」として申請者には追加的情報を求めることになる<sup>54</sup>。

①電話による申請については、専用回線に電話し、正式の申請を行うことができる<sup>55</sup>。この場合、申請につき、申請書そのものや署名入りの宣誓書 (declaration) は介在しないが、電話でのやり取りの中で必要な情報を、担当者が入手することになっている。この場合の申請日は、当該電話の中で必要な情報を聴取できた場合には、当該電話を掛けた日となる<sup>56</sup>。もし、電話でのやり取りの中で十分な情報を得られなかった場合、当該申請は「不備ある申請」となる<sup>57</sup>。しかし、この場合には、情報を補足する機会を与え、電話または書面によるなど相応の方法によって不足する情報を提供するように申請者に教示し、併せて、提供の期限を示さねばならない<sup>58</sup>。追加的情報の提供は、申請者がそれを知った日から起算し 1 月以内に行われた場合、当初の申請日に有効な申請があったものと取り扱う<sup>59</sup>。

②書面での申請を行う場合、様式 (ESA1) で申請を行わねばならない<sup>60</sup>。書面による申

<sup>53</sup> Social Security Administration Act 1992 (c.5), s. 1(1), (4).

<sup>54</sup> 追加的情報を 1 月以内に得られた場合、支給開始日に遡及して本来支払うべき金額を支給し、特段の事情がなく 1 月以降に追加的な情報が提供された場合には、当該日以降の支給額の改定を行うことになっている。

<sup>55</sup> Social Security (Claims and Payments) Regulations 1987 (SI 1987 No.1968), reg. 4G. 当該条項は、Employment and Support Allowance (Consequential Provisions) (No. 2) Regulations 2008 (SI 2008 No.1554), regs. 9, 13 によって新たに追加された。なお、BT の固定電話からであれば通話料無料でかけることができる。また、一定の対象者のために、textphone、いわゆる電話による文字送信機能にも対応している。

<sup>56</sup> しかし、別の日に電話で申請意思が表明された時には、当該日を申請日とする。また、申請者が折り返し電話を掛け直すように指示した場合は、情報の提供があった日を申請日と考え、折り返し電話を掛けるよう指示する電話を掛けただけでは有効な申請とはならない。SI 1987 No.1968, reg. 6(1F)(a)。同じく SI 2008 No.1554, regs 9, 14 によって新たに追加された条項であるが、その後、The Social Security (Miscellaneous Amendments) (No. 2) Regulations 2009 (SI 2009 No.1490), reg. 2(1), (6)(e)で改正されている。

<sup>57</sup> SI 1987 No.1968, reg.4G(3) .

<sup>58</sup> SI 1987 No.1968, reg.4G(4) .

<sup>59</sup> SI 1987 No.1968, reg.4G(5) .

<sup>60</sup> 当該申請書はオンラインでも入手可能である。SI 1987 No.1968, reg. 4H(2)。 SI 2008 No.1554 によって追加された条項である。

請の場合、申請日は当該申請書が受理機関で正式に受理された日となる<sup>61</sup>。

この他、③オンライン申請も可能である<sup>62</sup>。

#### (b) 待機期間

申請後最初の3日は“待機期間”として受給資格を有さない<sup>63</sup>。ただし、一定の場合には、待機期間を待たずに ESA を受給することができる<sup>64</sup>。

#### (c) 評価期間と本給付

待機期間終了後から“評価期間”が開始する<sup>65</sup>。申請者の労働能力の制限 (LCW) の有無・程度の評価を行い (受給資格の確認)、あわせて、本給付以降の給付額を決定する申請者の処遇を判断するのが当該評価期間の意義である<sup>66</sup>。評価期間は一般に13週となっている<sup>67</sup>。しかし、LCWの有無が早期に確定した場合なども、確定した時点で評価期間は終了する<sup>68</sup>。評価期間終了後は結果に応じて本給付に移行する<sup>69</sup>。

労働能力評価 (WCA) は、ESA の要となるものであり、評価期間における重要なプロセスの一つである。旧制度における身体能力評価 (PCA) と類似の点も多い。しかし、WCA は3段階の評価からなっており、形式的にはより複雑な構造を有しているとともに、労働不能の測定に重点があるのではなく、就労に向けた評価である点に特徴を有する。

WCA は、①労働能力の制限の評価 (LCWA)、②就労関連活動の制限の評価 (LCWRA)、③就労に関する健康上の評価 (WFHRAA) にわかれている。図表3はこのWCAのプロセスについてのフローチャートである。

<sup>61</sup> SI 1987 No.1968, reg. 6(1F)(b).

<sup>62</sup> <http://www.dwp.gov.uk/eservice/> ESA のほかにも、DWP で支給する次の給付については、当該 url からオンライン申請が可能である (2011/3/1 現在)。

- ・ Income Support
- ・ Incapacity Benefit
- ・ Disability Living Allowance (adult)/ (child)
- ・ Attendance Allowance
- ・ Child maintenance
- ・ State Pension (UK)
- ・ State Pension (overseas)

なお、JA については、別の url が準備されている。

[http://www.direct.gov.uk/en/Dio11/DoItOnline/DG\\_178228](http://www.direct.gov.uk/en/Dio11/DoItOnline/DG_178228)

<sup>63</sup> WRA 2007, Sch.2, para. 2, ESA Regs, reg. 144(1).

<sup>64</sup> IS、SPC、JSA、CA、SSP、MA、IB、SDA の受給資格の終了後、“連結ルール” (reg. 145) により12週内に ESA の受給資格が開始する場合 (ESA Regs, reg. 144(2)(a)) や、終末期の状態にある者 (reg. 144(2)(b)) などである。なお、終末期状態にある者とは、進行性の疾病に罹患しており、当該疾病の結果余命6か月と合理的に判断できる状態にある者をいう。ESA Regs, reg. 2(1).

<sup>65</sup> WRA 2007, s. 24(2).

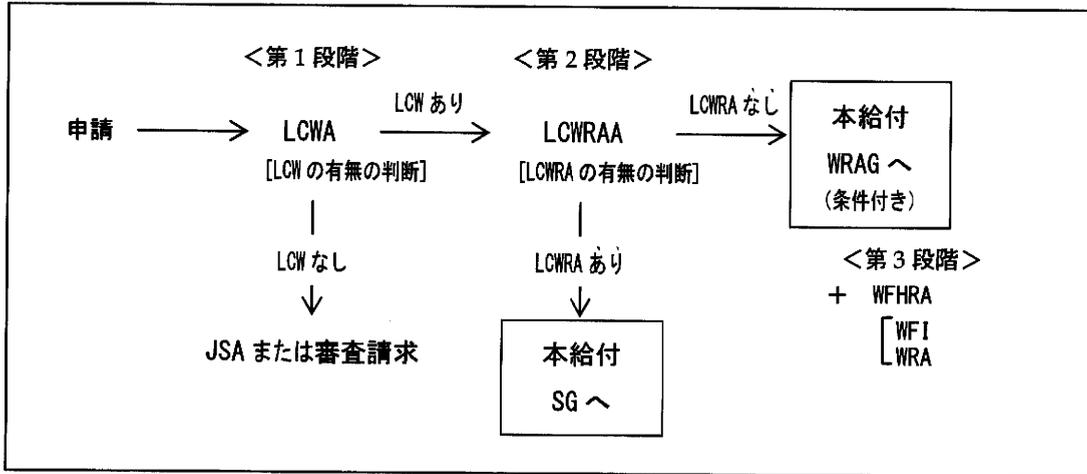
<sup>66</sup> ESA Regs, reg. 19.

<sup>67</sup> ESA Regs, reg. 4.

<sup>68</sup> Ibid. なお、LCW 判断の処分について審査請求する場合、その裁決が出るまで延長される。

<sup>69</sup> WRA 2007, s. 2(2), (3).

図表 3 WCA における評価プロセス (執筆者作成)



### WCA の評価プロセス

①第 1 段階となる労働能力の制限の評価 (limited capability for work assessment : LCWA と略す) では、LCW の有無について判断を行う<sup>70</sup>。これは ESA の受給資格の最も基本的な要件の一つである。先にも記した通り、LCW の判断は 2 つの要素からなっており、

(i)身体的または精神的条件による労働能力の制限が存在するかどうか、

(ii)その制限が、労働を求めることが合理的でない程度であるのかどうか、

という点が考慮されることになる。そこで、申請者は、LCWA 実施の前までに、書面による様式の申告書または口頭<sup>71</sup>で LCW の判断にかかる資料の提示を行うか、医師の意見書を提出する<sup>72</sup>。また、LCWA 除外者以外は、“ESA50”という申請書に必要事項を記載の上、申請する。これらによって提供された情報をもとに、身体的および精神的機能の評価が行われる。当該機能評価は、IB の動作能力評価 (personal capability assessment : PCA) で用いられていた「ディスクリプタ」といわれる評価基準<sup>73</sup>に基づく評価と同様、ポイント制評価で行われる。ESA でも身体上の障害状態<sup>74</sup>、精神的または認知・知的機能の評価基準<sup>75</sup>があり、該当する項目の点数を加算し、一定以上 (15 ポイント) に達する場合、制限ありと判断されることになる<sup>76</sup>。この第 1 段階の LCWA で、LCW あり、または LCW ありと取り扱う、と判断されると、ESA の受給資格は確定し、次はより厳格な LCWRA に移行する。他方、LCW なし、と判断されると、先に示した基礎的要件を充足しないので、この場合、ESA の受給資格を形成することができない。したがってこの場合には求職者給付 (JSA)

<sup>70</sup> ESA Regs, Part 5, reg. 19 以下。

<sup>71</sup> self-certification といわれるもので、書面・口頭ともに宣誓して行われる。Social Security (Medical Evidence) Regulations 1976 (SI 1976 No.615), reg. 5。ただし、この場合、LCW の最初の 7 日までの証明しかできない。

<sup>72</sup> SI 1976 No.615, reg 2(1), Sch.1, Part II 以下。

<sup>73</sup> Social Security (Incapacity for Work)(General) Regulation 1995 (SI 1995 No.311), Sch. Part 1, 2。

<sup>74</sup> ESA Regs, Sch. 2, Part 1。

<sup>75</sup> ESA Regs, Sch. 2, Part 2。

<sup>76</sup> ESA Regs, reg. 19(3)。

の申請を行うか、LCW の評価（処分）に対する審査請求を行うことになる。

②第 2 段階である就労関連活動の制限の評価（limited capability for work-related activity assessment: LCWRAA と略す）では、LCW を前提に、就労関連活動の制限（limited capability for work-related activity : LCWRA と略す）の有無を判断する<sup>77</sup>。就労関連活動（work-related activity : WRA と略す）とは、「職を得もしくは職にとどまることにつながる活動、またはそうすることができると考えられる活動をいう」<sup>78</sup>。また、LCWRA とは、「身体的または精神的条件によって、当該活動（WRA）に従事させるのが合理的でない程度に制限されている程度のものをいう」<sup>79</sup>。

LCWRA ありと判断された場合、支援グループ（support group : SG）に処遇され、この時点で評価期間は終了し、本給付に移行する。そして“基本手当”に「支援給付」（support component : SC）が追加される。他方、LCWRA なしと判断された場合、就労関連活動グループ（work-related activity group : WRAG）に処遇され、本給付に移行する。そしてこの場合は、“基本手当”に「就労関連活動給付」（work-related activity component : WRAC と略す）が追加される。ただし、こちらの給付は条件付きの給付であり、さらなる評価を踏まえ、面談や実際の活動に従事しなければ給付は減額されることになっている。

③就労に関する健康上の評価（work-focused health-related assessment : WFHRA と略す）は、条件付きの WRAC の受給のために受けなければならないものである<sup>80</sup>。当該評価は、医師や看護師など保健・医療の専門職者のみならず、当該目的のために承認を受けた登録作業療法士や理学療法士が担当しており、WRA に関する申請者の能力の程度等を判断することとなっている。また、申請者は、当該判断を踏まえ、就労面談（work-focused interview : WFI と略す）の実施<sup>81</sup>や WRA への従事を求められる。WFHRA や WFI、WRA の拒否等については、追加される WRAC からの減額が行われる<sup>82</sup>。

### 支給額

CESA は課税対象となり、給付の財源は国民保険基金（National Insurance Fund : NIF）であるのに対して、IRESA は非課税であり、財源は議会を通じて提供されるなど給付の性質も異なるものである<sup>83</sup>。また、ESA の支給額は、原則 13 週にわたる評価期間と 14 週以降の本給付開始後で異なっている。

### CESA の場合（図表 4 参照）

評価期間中は、年齢による定額の支給額となっている。25 歳以上の申請者は 65.45 ポン

<sup>77</sup> ESA Regs, Part 6, reg. 34 以下。

<sup>78</sup> WRA 2007, s. 24(1), 13(7)。

<sup>79</sup> WRA 2007, s. 2(5)。

<sup>80</sup> WRA 2007, s. 11, ESA Regs, Part 8, reg. 47 以下。

<sup>81</sup> WRA 2007, s. 12, ESA Regs, regs. 54-62。

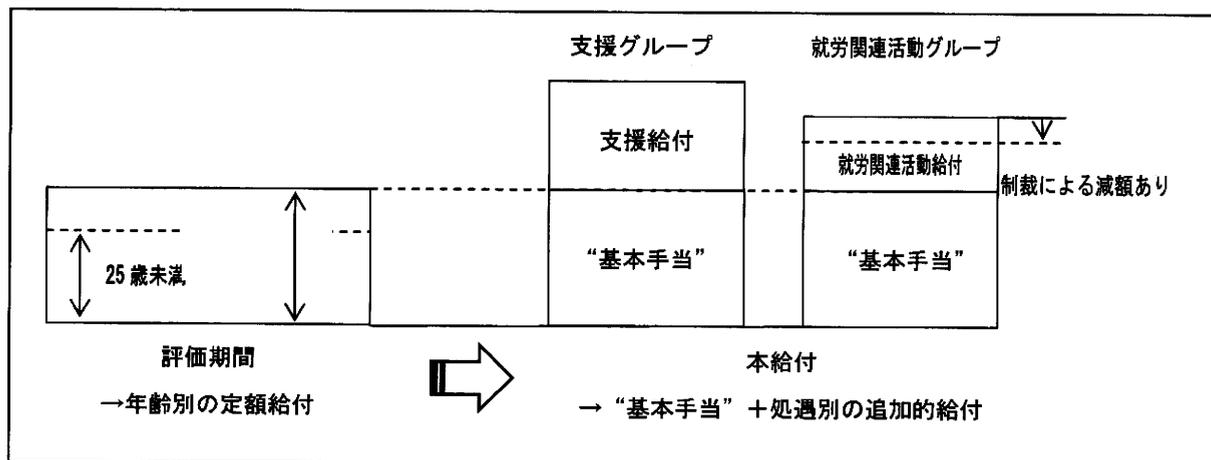
<sup>82</sup> ただし、減額されるのは追加される WRAC からのみであり、“基本手当”からの減額はない。

<sup>83</sup> WRA 2007, s. 27。

ド/週（2010/2011 租税年度。以下、金額につき同年度）であり、25 歳未満の申請者については 51.85 ポンド/週となっている<sup>84</sup>。

他方、本給付開始後は、年齢にかかわらず、定額のいわゆる“基本手当”（65.45 ポンド/週）が支給され、これに、評価期間中に労働能力の制限の程度に応じて判断された処遇に基づく「追加的給付」を上乗せすることになる。つまり、著しい労働能力の制限があるとして支援グループと判断された場合には、“基本手当”に支援グループのための給付である「支援給付」（31.40 ポンド/週）を合算し、96.85 ポンド/週が支給される。他方、就労関連グループと判断される場合、“基本手当”に当該グループのための給付である「就労関連活動給付」（25.95 ポンド/週）を合算し、91.40 ポンド/週が支給されることになる<sup>85</sup>。ただし、就労関連活動給付は条件付き給付であり、面談や就労関連活動給付等に従事する必要がある。これら面談に応じずまたは活動に従事しない場合、就労関連活動給付は制裁的に減額されることがある<sup>86</sup>。

図表 4 CESA の支給額 （執筆者作成）



#### IRESA の場合

IRESA は生活費の支給という発想に立っており、CESA とは少し異なる支給額の算定方法および支給を行っている。IRESA では、要件に合致する場合には、各種加算 (premiums) を受けることができ、また、受給資格を認められると、改めて資力調査を経ることなく他のいくつかの給付を受けることも可能となっている。そこで、IRESA の支給額は、一般に、年齢・属性（単身かカップルか）に応じた法定の支給額（評価期間中／本給付後）に、本給付期間であれば、評価期間中に判断された処遇に基づく「追加的給付」を上乗せし、各種加算額（と受給資格を満たす場合には住宅関連の給付額）を合算した“支給基準額”を算定し、ここから収入を引いた金額（差額）を実際に支給することになる<sup>87</sup>。

<sup>84</sup> ESA Regs, reg. 67(2), Sch. 4, para. 1(1).

<sup>85</sup> ESA Regs, reg. 67(3), Sch. 4, Part 4.

<sup>86</sup> ただし減額されるのは追加的給付からのみである。

<sup>87</sup> WRA 2007, s. 4, ESA Regs, reg. 67(1).

評価期間の間は、25歳以上の単身者または18歳以上の一人親の場合は65.45ポンド/週、25歳未満の単身者または18歳未満の一人親の場合は51.85ポンド/週となっている。また、カップルである者についてはさらに異なる支給額となっており、カップルの双方がともに18歳以上の場合は102.75ポンド/週、双方がともに18歳未満の場合は78.30ポンド/週、カップルの一方が25歳以上で他方が18歳未満の場合は65.45ポンド/週、カップルの一方が18歳以上24歳未満で他方が18歳未満の場合は51.85ポンド/週となっている。これが基本的な“支給基準額”となる<sup>88</sup>。

他方、本給付開始後は、単身者、一人親については年齢にかかわらず、またカップルについては一方が25歳以上で他方が18歳未満である場合もしくは一方が18歳以上24歳未満で他方が18歳未満の場合は65.45ポンド/週、カップルでともに18歳以上または18歳未満の場合はいずれも102.75ポンド/週となる<sup>89</sup>。そしていずれの場合においても、評価期間中判断された処遇に応じた給付、すなわち、「支援給付」の場合は31.40ポンド/週、「就労関連活動給付」の場合は25.95ポンド/週が上乘せされる<sup>90</sup>。これらを合算した金額が、本給付開始後の“支給基準額”となる。

この他、IRESAの受給資格を有している者は、4種の加算と住宅費用の加算の利用可能性がある。4つの加算はそれぞれ個別の要件を規定しており、この金額がそれぞれの期間での支給基準額として加算される<sup>91</sup>。

### (3)実施状況

次にESAの実施状況について、いくつかの資料を示しておきたい。図表5は、1999年8月から2010年5月までのESA、IB、SDAの受給者数である。また、図表6は、ESAのタイプ別受給者数である。図表7は、タイプ別の平均支給額である。

## 2. 障害を持つ者が利用できるその他の各種制度について

### (1)全体像

イギリスにおいて障害を持つ者およびその関係者が利用できる金銭給付およびサービス等についてその全体像をみておくことにしたい<sup>92</sup>。図表8は、現在、障害を持つ者およびその関係者が直面する困難やニーズに着目し、それに対応する給付を一覧にしたものである。また、図表9は、2010/11年度の給付および給付金額の一覧である。

<sup>88</sup> ESA Regs, Sch. 4, Part 1.

<sup>89</sup> Ibid.

<sup>90</sup> ESA Regs, Sch. 4, Part 4.

<sup>91</sup> ESA Regs, Sch. 4, Part 3.

<sup>92</sup> 障害を持つ者やその家族等が利用できる各種金銭給付やサービスの概要を理解するには、Ian Greaves, *Disability Rights Handbook*, Disability allianceが有用である。本書は、活用できる制度を網羅的に掲載し（各給付の支給額などについても）、かつ給付の概要・しくみ、対象、要件・手続きなどについて簡潔に記述するなど、一般の利用者の制度の理解を促し活用するための工夫がされている。当該ハンドブックは毎年出版されており、現在までに35版（2010年4月－2011年4月）まで重ねてきている。そのほか、*Welfare benefits and tax credits handbook*, Child Poverty Action Groupも同様のものである。

図表 5 ESA、IB、SDA の受給者数 出典：DWP Quarterly Statistical Summary, 17<sup>th</sup> Nov. 2010, p.12

Employment and Support Allowance and incapacity benefits claimants & beneficiaries: August 1999 – May 2010								
	All ESA and incapacity benefits claimants <sup>1,2</sup>				All ESA and incapacity benefits beneficiaries <sup>1,2</sup>			
	Total	ESA	IB	SDA	Total	ESA	IB	SDA
Aug -99	2,732.50	.	2,355.24	377.26	1,978.56	.	1,601.30	377.26
Nov -99	2,738.13	.	2,361.30	376.83	1,967.96	.	1,591.13	376.83
Feb -00	2,724.03	.	2,348.39	375.64	1,949.96	.	1,574.32	375.64
May -00	2,728.09	.	2,352.52	375.56	1,941.20	.	1,565.63	375.56
Aug -00	2,756.51	.	2,380.31	376.20	1,949.08	.	1,572.89	376.20
Nov -00	2,764.14	.	2,387.86	376.28	1,945.44	.	1,569.16	376.28
Feb -01	2,792.03	.	2,415.02	377.00	1,961.19	.	1,584.18	377.00
May -01	2,795.34	.	2,420.88	374.45	1,955.00	.	1,580.55	374.45
Aug -01	2,805.45	.	2,435.42	370.03	1,947.63	.	1,577.60	370.03
Nov -01	2,787.71	.	2,425.57	362.14	1,926.79	.	1,564.64	362.14
Feb -02	2,787.22	.	2,427.22	360.00	1,923.90	.	1,563.90	360.00
May -02	2,807.63	.	2,471.14	336.48	1,925.86	.	1,589.38	336.48
Aug -02	2,811.43	.	2,478.84	332.58	1,918.07	.	1,585.48	332.58
Nov -02	2,818.48	.	2,489.91	328.56	1,912.53	.	1,583.97	328.56
Feb -03	2,818.57	.	2,493.87	324.70	1,908.90	.	1,584.20	324.70
May -03	2,815.66	.	2,494.89	320.76	1,897.03	.	1,576.26	320.76
Aug -03	2,819.05	.	2,502.06	316.99	1,888.80	.	1,571.81	316.99
Nov -03	2,822.27	.	2,509.01	313.26	1,881.88	.	1,568.62	313.26
Feb -04	2,819.16	.	2,509.67	309.49	1,873.81	.	1,564.32	309.49
May -04	2,814.71	.	2,508.77	305.94	1,859.96	.	1,554.01	305.94
Aug -04	2,817.01	.	2,514.27	302.73	1,849.78	.	1,547.05	302.73
Nov -04	2,814.41	.	2,514.73	299.67	1,840.28	.	1,540.60	299.67
Feb -05	2,799.87	.	2,503.53	296.34	1,827.15	.	1,530.81	296.34
May -05	2,783.72	.	2,490.85	292.87	1,809.98	.	1,517.11	292.87
Aug -05	2,767.74	.	2,478.16	289.59	1,793.00	.	1,503.41	289.59
Nov -05	2,752.90	.	2,466.20	286.70	1,780.31	.	1,493.61	286.70
Feb -06	2,747.49	.	2,464.24	283.25	1,768.66	.	1,485.41	283.25
May -06	2,730.00	.	2,449.99	280.01	1,750.91	.	1,470.90	280.01
Aug -06	2,724.98	.	2,447.96	277.02	1,738.64	.	1,461.62	277.02
Nov -06	2,714.95	.	2,441.03	273.91	1,724.35	.	1,450.44	273.91
Feb -07	2,704.10	.	2,433.40	270.70	1,711.63	.	1,440.93	270.70
May -07	2,685.32	.	2,417.71	267.61	1,692.66	.	1,425.05	267.61
Aug -07	2,683.16	.	2,418.65	264.51	1,681.86	.	1,417.35	264.51
Nov -07	2,683.75	.	2,422.01	261.74	1,673.10	.	1,411.36	261.74
Feb -08	2,659.65	.	2,401.06	258.59	1,655.01	.	1,396.43	258.59
May -08	2,637.56	.	2,382.00	255.56	1,634.92	.	1,379.36	255.56
Aug -08	2,632.00	.	2,379.46	252.53	1,624.20	.	1,371.67	252.53
Nov-08 <sup>4</sup>	2,646.78	53.77	2,343.25	249.76	1,644.93	47.90	1,347.27	249.76
Feb-09	2,644.43	175.81	2,221.89	246.73	1,689.36	156.35	1,286.28	246.73
May-09	2,662.49	288.27	2,130.13	244.09	1,730.72	250.86	1,235.77	244.09
Aug-09	2,674.02	374.44	2,058.02	241.56	1,755.35	320.15	1,193.64	241.56
Nov-09	2,659.65	425.77	1,994.95	238.93	1,762.02	367.62	1,155.47	238.93
Feb-10	2,655.96	479.43	1,940.30	236.23	1,775.44	416.36	1,122.85	236.23
May-10	2,653.81	527.12	1,892.98	233.71	1,789.17	461.61	1,093.85	233.71

**Notes:**

1. 'ESA' – Employment and Support Allowance, 'IB' – Incapacity Benefit and 'SDA' – Severe Disablement Allowance.
2. Figures on the beneficiaries show those claimants who are receiving money. Claimants include those beneficiaries plus, those receiving National Insurance Credits and no monetary payment (many of whom will also receive Income Support).
3. This table replaces table 1.2 in the February 2010 Statistical Summary. This table includes all claimants of Incapacity Benefit, Severe Disablement Allowance or Employment and Support Allowance. This provides a consistent time series. Numbers of Working Age claimants of 'ESA and incapacity benefits' are shown in the Working Age Client Group section of this release. Those figures differ from this table due to the inclusion of a small number of claimants over state pension age in table 1.2 and minor methodological differences.

図表 6 ESA タイプ別受給者数 出典：DWP HP（作表ツールにより作成）

Employment and Support Allowance Caseload (Thousands) :  
Time Series by Payment Type

Time Series	Total	Payment Type			
		Contributions based	Both income and contributions based	Income based	No Payments - Credits only
	Caseload (Thousands)	Caseload (Thousands)	Caseload (Thousands)	Caseload (Thousands)	Caseload (Thousands)
NOV08	53.77	22.81	2.10	22.99	5.87
FEB09	175.81	74.06	7.31	74.97	19.46
MAY09	288.27	113.24	12.54	125.08	37.41
AUG09	374.44	138.98	18.17	163.00	54.29
NOV09	425.77	156.76	22.70	188.16	58.15
FEB10	479.43	175.95	27.72	212.69	63.06
MAY10	527.12	189.28	33.18	239.15	65.51

**DEFINITIONS AND CONVENTIONS:** "-" Nil or Negligible; "\*" Not applicable; Caseload figures are rounded to the nearest ten; Some additional disclosure control has also been applied. Average amounts are shown as pounds per week and rounded to the nearest penny. Totals may not sum due to rounding. **SOURCE:** DWP Information Directorate: Work and Pensions Longitudinal Study. **STATE PENSION AGE:** The age at which women reach State Pension age will gradually increase from 60 to 65 between April 2010 and April 2020. This will introduce a small increase to the number of working age benefit recipients and a small reduction to the number of pension age recipients. Figures from May 2010 onwards reflect this change. For more information see <http://statistics.dwp.gov.uk/asd/esp.pdf>

**Notes:** Time Series Employment and Support Allowance (ESA). ESA replaced Incapacity Benefit and Income Support paid on the grounds of incapacity for new claims from 27th October 2008 **Payment Type** Payment type/group is derived from payment details held on the source system.

図表 7 ESA タイプ別平均受給額 出典：DWP HP（作表ツールにより作成）

Employment and Support Allowance Average weekly amount of benefit : Time Series by Payment Type

Time Series	Payment Type				
	Total	Contributions based	Both income and contributions based	Income based	No Payments - Credits only
	Average weekly amount of benefit	Average weekly amount of benefit	Average weekly amount of benefit	Average weekly amount of benefit	Average weekly amount of benefit
NOV08	54.38	58.97	98.84	59.63	0.00
FEB09	55.42	59.66	101.15	61.16	0.00
MAY09	59.23	64.48	111.00	67.00	0.00
AUG09	60.91	66.72	116.93	70.00	0.00
NOV09	63.60	68.45	119.95	72.42	0.00
FEB10	65.97	69.94	122.91	74.83	0.00
MAY10	69.57	72.58	126.90	78.29	0.00
AUG10	71.40	73.63	127.78	79.62	0.00

**DEFINITIONS AND CONVENTIONS:** "-" Nil or Negligible; "\*" Not applicable; Caseload figures are rounded to the nearest ten; Some additional disclosure control has also been applied. Average amounts are shown as pounds per week and rounded to the nearest penny. Totals may not sum due to rounding.

**SOURCE:** DWP Information Directorate: Work and Pensions Longitudinal Study. **STATE PENSION AGE:** The age at which women reach State Pension age will gradually increase from 60 to 65 between April 2010 and April 2020. This will introduce a small increase to the number of working age benefit recipients and a small reduction to the number of pension age recipients. Figures from May 2010 onwards reflect this change. For more information see <http://statistics.dwp.gov.uk/asd/esp.pdf>

**Notes:**

**Average weekly amount of benefit**

**Time Series** Employment and Support Allowance (ESA). ESA replaced Incapacity Benefit and Income Support paid on the grounds of incapacity for new claims from 27th October 2008

**Payment Type** Payment type/group is derived from payment details held on the source system.

図表 8 障害を持つ者が利用できる各種制度・条件別給付一覧

条件	給付	
歩行困難	申請時65歳未満	障害者生活手当(DLA)の歩行困難者給付
	歩行困難者給付を使って車両を借りるまたは購入する	モータビリティ(Mortality)
	高額歩行困難者給付を受給している場合	道路利用税免除
対人ケアによる援助が必要な場合	申請時65歳未満	ブルーバッジ制度(Blue Badge scheme)
	申請時65歳以上	障害者生活手当(DLA)の介護給付
	65歳未満で、対人ケアによる援助または家事援助を必要とする重度障害者	付添手当(AA)
介護	少なくとも週35時間以上障害者のために介護をしている	自立生活基金(Independent Living Funds)
	自分自身またはパートナーが介護者給付を受給または受給しようとする場合	介護者手当(GA)
労働能力の制限	被用者	資産調査給付の介護者加算
	被用者以外またはSSP終了後	法定傷病手当金(SSP)
失業または週16時間未満の労働の場合	十分な国民保険の保険料を拠出している場合の26週	雇用及び支援手当(ESA)
	十分な国民保険の保険料を拠出していない、または拠出制求職者給付が終了した場合もしくは拠出制求職者給付で十分な生活ができない場合	拠出制求職者手当(CBJSA)
	失業登録(sign on for work)をしなくてもよい場合(たとえば、介護者であったり幼児を抱える片親であるような場合)であり、かつ所得または預貯金が少ない場合	所得調査制求職者手当(IBJSA)
週16時間以上の労働	50歳以上で仕事に復帰しようとしている場合、あるいは子を有しているか本人が障害を有しておりかつ障害給付の資格を有しているもしくは最近就労不能給付を受けていた場合、または25歳以上で週30時間以上就労している場合	ワーキング・タックス・クレジット
	修繕、改造、改良	住宅改修補助金
住宅問題	住宅ローンの援助	所得補助(IS)
	家賃の援助	所得調査制求職者手当(IBJSA)
	住民税の援助	所得連関雇用及び支援手当(IRESA)
		年金クレジット(最低保証クレジット)
十分な生活費を有していない場合	労働能力の制限	住宅給付(HB)
	失業中または週16時間以下の就労で、失業登録をしない場合(介護者である場合など)	住民税給付
	失業登録をしなければならない場合	障害者減額・割引制度
	年金クレジット有資格年齢以降の場合	所得連関雇用及び支援手当(IRESA)
	週16時間以上の就労(前述)	所得補助(IS)
	子の養育責任(投送)	所得調査制求職者手当(IBJSA)
	自宅の家賃支払い	年金クレジット
一定の所得を満たすことができないニーズがある場合	所得連関雇用および支援給付(IRESA)、所得補助(IS)、所得調査制求職者給付(IBJSA)または年金クレジットの資格者である場合	ワーキング・タックス・クレジット
	所得連関雇用及び支援給付(IRESA)、所得補助(IS)、所得調査制求職者給付(IBJSA)または年金クレジットを26週以上受給したことがある場合	チャイルド・タックス・クレジット
	非常時または災害の被災	住宅給付(HB)
自宅における付添	障害者の自宅付添	住民税給付
	設備や改修	社会基金コミュニティケア補助金
妊娠	全ての妊婦	社会基金危懐貸付(crisis loan)
	被用者	ケアサービス(在宅ケア、配食システム(Meals on Wheels)など)
	自営業者または法定出産手当金の受給資格を持たない被用者	社会サービスやNHSによる援助
	労働能力の制限	妊婦保健補助金
子どもの養育責任	所得または貯蓄が少ない場合	法定出産手当金(SMP)
	出産費用の援助	出産手当(MA)
	ミルクや生鮮果実野菜のための引換券	雇用及び支援手当(ESA)
	被用者	所得補助(IS)
	(養子児童の養育責任を有している)被用者	Sure Startの出産補助金
退職	16歳未満の子または16歳から19歳で高等教育でない全日の教育または承認された無給の職業訓練を受けている子の養育責任を負う場合	各種保償給付
	孤児の養育責任を負う場合	法定育児手当金
	障害児	法定養子手当金
労災	ミルクや生鮮果実野菜のための引換券	児童給付
	国家年金(SP)受給年齢以上	チャイルド・タックス・クレジット
戦争犠牲者保護	年金クレジット有資格年齢であり所得が低いまたは貯蓄が小さい場合	後見人給付
	80歳以上で国家年金がほとんどない場合	障害者生活手当(DLA)
予防接種による障害	業務上の事故や疾病による障害	家族基金(Family Fund)
	1990年10月1日以前に発生した業務上事故または疾病により稼働能力が減退した場合	各種保償給付
犯罪被害による負傷	国家年金(SP)受給年齢後、正規雇用をあらかじめした場合の減額所得手当に替わるもの	無拠出制国家年金
	(2005年4月6日以前に)兵役によって負傷した者、または1939-45年の戦争によって障害を負った市民	業務上傷病障害給付
NHS費用、眼鏡、病院費用の補助	戦争または兵役により配偶者またはパートナーが死亡した場合	減額所得手当
	2005年4月6日以降の兵役によって負傷した者	退職給付
死亡	国家年金受給年齢前の遺族、または死亡した夫、妻もしくはパートナーが国家年金を得ていなかった場合	戦争障害者年金
	未成年子を持つ遺族	戦没者の遺族に対する年金
	52歳以上給付を得ていた45歳以上の遺族であり、配偶者またはパートナーの死亡時、国家年金受給年齢未満の者	兵役補償制度
	葬祭費用の支援	予防接種損害賠償金

出典: Ian Greaves, *Disability Rights Handbook* (35th eds.), Disability alliance, pp.4-5の表を執筆者が翻訳

図表 9 障害を持つ者が利用できる各種制度/給付額・資力調査有無別一覧

給付額/週	給付額/週
<b>資力調査なしの給付</b>	<b>所得調査ありの給付</b>
<b>拠出制雇用および支援手当 (CESA)</b>	<b>所得関連雇用及び支援手当 (IRESA)</b>
評価期間	所定額
25歳未満	単身者
25歳以上	25歳未満 評価期間
本給付	25歳未満 本給付
基本手当	25歳以上
就労関連活動給付	片親世帯
支援給付	18歳未満 評価期間
拠出制求職者手当 (CBJSA)	18歳未満 本給付
25歳未満	18歳以上
25歳以上	夫婦
就労不能給付 (IB)	共に18歳以上
短期給付	追加的給付
低額	就労関連活動給付
高額	支援給付
国家年金受給年齢以上の低額	加算
国家年金受給年齢以上の高額	enhanced障害
長期給付	単身
年齢加算: 高額 (35歳未満)	夫婦
年齢加算: 低額 (35-44歳)	重度障害
法定傷病手当金 (SSP)	単身
重度障害手当 (SDA)	夫婦 有資格者1人
年齢加算	夫婦 双方有資格者
40歳未満	年金受給者
40-49歳	単身 就労関連活動グループ
50-59歳	単身 支援グループ
介護者手当 (CA)	単身 評価期間
法定出産/育児/養子手当金	夫婦 就労関連活動グループ
出産手当 (MA)	夫婦 支援グループ
基準額	夫婦 評価段階
遺族親手当	介護者
遺族手当	所得補助 (IS) および所得調査制求職者手当 (IBJSA)
満額	個人給付
国家年金 (SP)	単身者
Aタイプ	25歳未満
Bタイプ (既婚女性)	25歳以上
Cタイプ (遺族: 妻・夫・市民パートナー)	片親世帯
Dタイプ	18歳未満
介護手当 (AA)	18歳以上
高額	夫婦
低額	共に18歳以上
障害者生活手当 (DLA)	加算 - 所得関連ESAを除外する限り
介護給付	障害
高額	単身
中	夫婦
低額	年金受給者
歩行困難者給付	単身 (IBJSAのみ)
高額	夫婦
低額	年金クレジット
児童給付	標準最低保証
高額: 単子/長子	単身
それ以外の子	夫婦
後見人手当	加算
業務上傷病給付	重度障害
障害給付	単身
18歳以上 (100%障害)	夫婦 有資格者1人
18歳未満 (100%障害)	夫婦 双方有資格者
減額所得手当	介護者
最大	貯蓄クレジット
退職手当	基準
最大	単身
	夫婦
	最大
	単身
	夫婦

出典: Ian Greaves, *Disability Rights Handbook* (35th eds.), Disability allianceの裏表紙の表を執筆者が翻訳

かなり多様な給付が準備されており、利用者は事情に応じてさまざまな給付を活用することになっている。

## (2) ESA と他の金銭給付制度との関係

このうち、ESA を受給している場合、他の制度からの給付として、たとえば、次のような給付は重複して受けることができる場合がある（ただし、CESA と IRESA とでは、若干異なる）。介護手当 (Attendance Allowance)、障害者生活手当 (Disability Living Allowance)、介護者手当 (Carer's Allowance)、住宅給付 (Housing Benefit)、住民税給付 (Council Tax Benefit)、業務上疾病障害給付 (Industrial Injuries Disablement Benefit or Gratuity) などについては、ESA 受給に加えて受給可能である。また、CESA の不足分を補うために IRESA を請求することも可能である。

他方、求職者給付 (Jobseeker's Allowance)、国家年金 (State Pension)、法定疾病手当 (Statutory Sick Pay)、所得補助 (Income Support)、就労不能給付 (Incapacity Benefit) などの給付については併給できない<sup>93</sup>。

## (3) ESA と医療との関係

イギリスでは医療を受けることに関しては、国民保健サービス (National Health Service: NHS と略す) という独自の制度を有している<sup>94</sup>。NHS は、英国に在住する者に、医療のニーズに応じて、原則無料で医療を提供する制度である。したがって、一般的には、医療ニーズがある者は、特に金銭的な点について心配することなく、必要な医療を受けることができるようになっているといえる。しかし実際には、費用負担が存在する<sup>95</sup>。たとえば、処方箋薬の購入等においては、日本でいういわゆる一部負担金に該当するものが存在しており、処方箋薬を必要とする者についてはその負担がかさんでくることになる。また、医療を受けるため病院に出向くためにも費用がかかる<sup>96</sup>。このほか、NHS において、歯科診療は独自の位置づけとなっており、この費用は別途徴収されることになっている。これらの点について、IRESA を受給している場合、費用負担を免除される<sup>97</sup>。

## まとめ

一般に、障害を有している者は、障害を有しているがゆえに日常生活上さまざまな困難

<sup>93</sup> WRA 2007, ss. 1(3)(e)-(f), Social Security (Overlapping Benefits) Regulations 1979 (SI 1979 No.597), reg. 4.

<sup>94</sup> NHS の利用に関する法的構造については、国京、前掲論文参照。

<sup>95</sup> NHS における費用負担については、保健省が発行している HC11 というパンフレットに概要および具体的な記載がある。

<sup>96</sup> イギリスでは、地域において GP (General Practitioner) により提供されるプライマリ・ケア・サービスと、「病院」で受けることになるセカンダリ・ケア・サービス (専門医療) とでは、提供のためのしくみと論理に若干の相違がある。その中で、病院医療については、移送費 (travel cost) は特別な出費と位置付けられており、一定の場合の償還制度が存在している。

<sup>97</sup> つまり、ESA でも CESA については当該一部負担金等免除の対象とはならない。CESA の前制度に該当する IB 受給者も対象とはならない。しかし、IRESA については、受給者はもとより受給「対象者」も当該一部負担金等免除の対象となる。対象者が IRESA を実際に受給していない時点で緊急に免除が必要な場合、HC1 の書式で申請することにより、IRESA の認定に先立って当該一部負担金等免除を受けることが可能である。

に直面する。今、障害を有していることから発生するニーズを、利用者の視点から整理してみると、日常生活を送る上で、

①自らの主体的な生活・活動を支えてくれるサービス、そして

②障害を有していない人と比べて余計に生じることになるさまざまな現実的負担を軽減し、もしくは障害ゆえに制限される稼得を補うための金銭的な支援、といったものを考えることができる。また、規範的レベルにおいては、

③差別禁止（＝平等取扱い）、とりわけ、就労上の差別禁止・平等取扱い

といったことも要請されよう。現在、これらニーズに対応するさまざまな法制が整備されるに至っており、①については医療や福祉サービス利用のための制度が、②については各種所得保障（金銭給付）制度が、③については差別禁止法制等が、それぞれ対応している。

ただし、これら法制の整備状況および法制の背後にある論理は国によって異なっており、それぞれの国の問題状況の中でそれぞれの国の特徴を有することになっている。これまで日本では、①、②については一定の制度の整備が行われてきているものの、③については未だ対応が不十分であることが指摘されてきている。他方で、現在の社会情勢の中で①、②についても見直しの必要性に迫られており、このために、他国での具体的な試みやその背後にある論理を検討することには大きな意味があると考えられる。中でも、③の整備とあわせて、②についての見直しの必要性が生じている。本章は、この点についてイギリスの ESA の具体的な仕組みや考え方について紹介してきた。

イギリスの ESA は、基本的に、障害状態ゆえに給付するのではなく、障害状態が就労に影響を及ぼしている、という点に着目して給付を行っており、さらに旧来の制度との関係でも、何ができないか、ではなく、何ができるのか、という点に考え方をシフトさせてきている点は、今後の日本の制度を考えていくうえでも大いに参考になると考えられる。また、そのような労働能力の評価を幾重にも行うとともに、利用者に対する個別のアドバイスなど就労に向けた具体的な取り組み、活動と結びつけている点にも特徴がある。ただし、今回は検討に至らなかったものの、この点については、当該制度と労働・就労といった雇用環境とのかわりについて、特に、雇用差別禁止、平等法との関係を視野におさめてその効果を理解すべきものであると考えられる。なお、イギリスでは、障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act; DDA）<sup>98</sup>が改正され、2010年10月から平等法（Equality Act）<sup>99</sup>が施行されている。

<sup>98</sup> Disability Discrimination Act 1995 (c.50).

<sup>99</sup> Equality Act 2010 (c.15).

## 第6章 フランスにおける障害者の所得保障

松本 由美

### はじめに

日本において障害者の所得保障を行う中心的な制度は公的年金制度であるが、フランスにおける障害者の所得保障は性質の異なる複数の制度を通じて行われている。また、年齢によって適用される仕組みが異なる。今日のフランスの障害者(原則的に20歳以上)の所得保障制度は、大きく二つに分けて考えることができる。一つ目は、税財源による所得制限付きの給付であり、中心となるのは「成人障害者手当(allocation aux adultes handicapés : AAH)」である。もう一つは、事前の保険料拠出に基づいた社会保険の給付であり、中心となるのは「障害年金(pension d'invalidité)」である。さらに、60歳を超えた障害者に対しては、前者に相当する「高齢者連帯手当(allocation de solidarité aux personnes âgées : ASPA)」と、後者に相当する老齢年金による所得保障が行われる。本稿は、これらの仕組みを通じて行われている障害者の所得保障の全体像を明らかにすることを目的とする。

### 1. 障害者の所得保障体系

フランスにおける障害者の所得保障体系を理解するために、最初にフランスの社会保障制度の全体像を見ておきたい。まず、「社会保障(sécurité sociale)」という言葉の示すものが日本とは異なる。フランスにおける社会保険の発展は19世紀末から見られたが、第二次世界大戦後間もない1944年から46年の間に、その後のフランスの社会保障制度の基盤となる多くの重要な立法が行われた。イギリスのベヴァレッジ報告の影響を受けながら、普遍的、統一的、自律的な社会保障制度の創設が目指された。結果として創設されたのは、商工業被用者を対象に、疾病、出産、老齢、障害、死亡、労災、家族に関連した給付を行う総合的な社会保険制度(一般制度(régime général))である。このように社会保険を中心とした仕組みを通じて行われる各種の保障の総体が「社会保障」であり、ここには公的扶助は含まれない。さらには失業保険も含まれない。なお、一般制度のほかに、公務員や鉱山労働者等を対象として歴史的に独自の発展を遂げてきた特別制度、自主独立主義を背景として職域ごとに設けられた自営業者制度、さらに農業者制度が存在しており、職種・職域ごとに分立した社会保障制度体系となっている。そうではあるが、今日、一般制度は大部分の被保険者をカバーする最も重要な社会保障制度であるため、本稿で検討する第二次世界大戦後の障害年金は、この一般制度を通じて行われるものを対象とする。また、フランスの用語法に従い「社会保障制度」は、社会保険を中心として構成され、公的扶助を含まない制度体系を指すこととする。

第二次世界大戦後、社会保障制度の傍らで、社会扶助(aide sociale)と呼ばれるフランス

---

<sup>1</sup> 失業保険は労働協約に基づく制度として1958年に創設された。

の公的扶助制度も整備されていく。しかしながら、社会扶助制度の拡充に伴い、原理的には社会扶助でありながらも社会保障制度に位置づけられる給付(例えば成人障害者手当)が見られるようになり、いくつかのケースでは扶養義務が求められなくなるなどの変化が生じた(Borgetto et Lafore 2009: 25)。このため、社会保障制度と社会扶助の境界線は日本のように明確ではない。障害者の所得保障は、先に述べた社会保険の仕組みを用いた仕組みと、社会扶助を起源としながらも社会保障制度に位置づけられる給付、さらに社会扶助に位置づけられる補足的な給付によって構成されている。

加えて、フランスにおける所得保障の問題を考える上では、社会的ミニマム(*minima sociaux*)に触れておかなければならない。社会保険を中心としたフランスの所得保障制度は、貧困の除去ではなく、職業収入の保障を基本的な目的としている(Dupeyroux et al. 2008: 314-315)。この場合、社会保険による給付が十分でないか、あるいは社会保険によってカバーされない人々の最低限の所得保障をいかに実現するかが重要な課題となる。

現在、フランスにおいて「社会的ミニマム」という総称で呼ばれる給付は8種類存在する。これらの給付は、特定の目的に対応するために異なる時代背景の下で創設されたのであり、目的も原理も異なっている。そのような観点からこれらの給付は三つに整理される<sup>2</sup>。一つ目は、「社会保障の無拠出制給付」である。社会保障制度への加入は職業活動と結びついているため、受給権を得られるまで十分に保険料を拠出できない人々や障害等により就労できない人々をカバーすることができない。このような人々に対して一定水準の収入を提供し、基礎保障(*garantie de base*)の役割を果たすのが一つ目のミニマム給付である。この考え方に基づく社会的ミニマムは、最初は高齢者に対する老齢最低所得(*minimum vieillesse*)として整備された。これに相当する障害者への給付は、1975年に創設された成人障害者手当である。二つ目は、「社会保険の被保険者と受給権者に対する最低所得保障」である。社会保険の仕組みは、被保険者が職業活動を行うことができなくなった場合の従前所得を保障する。これに対して、フランスの社会保険には最低保障の役割を担う給付が存在する。このカテゴリーに属するものとしては、障害補足手当(*allocation supplémentaire d'invalidité*)が挙げられる。障害補足手当は、恒常的な障害のために社会保障制度から障害年金を受給している者に対して最低所得を保障する。三つ目は、「失業者に対する生計給付」である。1980年代以降の社会・経済状況を背景として、労働能力を有するにも関わらず、職に就くことができず、生計手段を得られない者が多く見られるようになった。そのため、それらの者に対する所得保障の必要性が高まった。これに相当する最も重要な制度は1988年に創設された参入最低所得(*revenu minimum d'insertion*)である。本稿では論じることはできないが、フランスの社会保護制度<sup>3</sup>を考える上では重要な所得保障制度である。

<sup>2</sup> 以下の社会的ミニマムに関する記述は、Dupeyroux et al. 2008: 314-323による。

<sup>3</sup> 日本で用いる「社会保障」に近い概念として、フランスでは「社会保護(*protection sociale*)」という用語が用いられる。社会保護には、社会保障のほか、社会扶助、事業主の制度・共済組合等を通じた保障も含まれるため、日本の「社会保障」より範囲が広い。